

諮問番号：令和2年度諮問第18号

答申番号：令和2年度答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、請求人の子（以下「本件児童」という。）の次の日常の状況を顧みずに行われた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 同年代の子どもより、できない事がたくさんある。
- (2) ボタンを留めることができない。
- (3) ひもを結ぶことができない。
- (4) 大きな音が苦手である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 特別児童扶養手当の支給に係る障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によることとされていることから、請求人から提出された当該認定診断書（以下「本件診断書」という。）に基づいて本件児童の障害について判定したものである。

(2) 本件診断書では、「知能障害等」、「発達障害関連症状」及び「問題行動及び習癖」があるものの、IQが59で「軽度」とされていること、「発達障害関連症状」が「軽度」とされていること、「精神症状」が「無」とされていること、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動が認められないこと等から、本件児童が「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」又は「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当することを読み取ることはできないことから、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）別表第3に定める2級の状態に該当しないと判定されたものである。

(3) 以上のことから、囑託医師の判定も得て、処分庁として判断した内容につ

いては適当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 障害の認定は特別児童扶養手当認定診断書に基づいて行うこととされているところ、処分庁は、本件診断書の記載内容から、本件児童について、日常生活における援助が一定程度必要であることは認められるものの、その障害の程度は政令別表第3に定める障害の状態に該当するとはいえないと認定し、原処分を行ったことが認められる。  
よって、請求人の主張は採用することができない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和2年9月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月15日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書の記載内容をみると、本件児童については、「精神遅滞」及び「自閉症スペクトラム症」があり、発達障害関連症状として「時間の確認が頻回」等の状態にあると記載されている。また、問題行動及び習癖として「衝動性」があるとされ、精神医学的総合判定は「中度」とされている。

しかしながら、IQが「59」で知的障害の判定は「軽度」とされ、発達障害関連症状のうち相互的な社会関係の質的障害及び言語コミュニケーションの障害も「軽度」とされ、意識障害・てんかん及び精神症状は「無」とされている。また、日常生活能力の程度は、食事、洗面、排泄及び衣類はいずれも「自立」と、入浴は「一部介助」と、危険物は「大体わかる」と、睡眠は「問題なし」とされ、要注意度も「随時一応の注意を必要とする」とされるにとどまっている。これらの記載からは、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」の状態（政令別表第3に定める障害等級2級の状態）にあるとまでは認められない。

以上のことから、本件児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子